

第七十三回帝國議會
衆議院

昭和十二年法律第九十二號中改正法律案
(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)

委員會會議錄(速記)第十一回

付託議案
有價證券引受業法案(政府提出貴族院送付)
重要財産同業組合法中改正法律案(原玉重君外十三名提出)

會議

昭和十三年三月二十四日(火曜日)午後一時
三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 寺島 權藏君

理事高橋 義次君 理事本田彌市郎君

理事大内竹之助君理事川崎巳之太郎君

理事北 勝太郎君

片岡 恒一君

鈴木 英雄君

星島 二郎君

伊東 岩男君

岡崎 憲君

松尾 四郎君

渡邊玉三郎君

世耕 弘一君

板野 友造君

江羅直三郎君

松永 義雄君

同日委員眞鍋儀十君辭任ニ付其ノ補闕トシテ松尾四郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

大藏省銀行局長 入間野武雄君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

有價證券引受業法案(政府提出、貴族院送付)

○寺島委員長 ソレデハ是ヨリ開會致シマス

ス——松尾君

○松尾委員 私ハ有價證券引受業法ニ付テ

御尋ヲ致シタイノデスガ、此提案ノ理由ハ、新シク今度有價證券ノ引受ヲ爲ス者ニ對シテ監督ノ制度ヲ設ケル必要上、此制度ヲ設ケントスルモノデアルト云フ意味ニアルヤウデアリマスガ、何故ニ其監督ノ制度ヲ新シク設ケナケレバナラスノデアリマスカ、ソレヲ一ツ伺ヒタイノデアリマス

○入間野政府委員 昨年ハ御承知ノヤウナ

事情デ起債界ガ振ヒマセヌデシタケレドモ、近時地方債、社債ノ發行ガ多ク、昭和十年ニハ其發行額ガ十七億四千餘万圓ニナリ、十一年ニハ其發行額ガ二十二億七千餘万圓ノ多キニ達シテ居リマス、其中直接發行セラレマスモノハ、銀行債ノ一部位ノモノデアリマシテ、起債額全部ノ約一割内外ニ過ギマセヌ、其外ハ總テ引受機關ニ依ッテ取扱ハレテ居ルノデアリマス、而シテ引受機關ト致シマシテハ銀行ヲ第一ト致シマシテ、有價證券引受業者ガ之ニ次ギ、實ニ起債總額ノ約四分ノ一ヲ取扱ッテ居リマスルヤウナ實情デゴザイマス、殊ニ今日ノ如ク生産力擴充ノ必要ノ大ナル時ニ於キマシテ

ハ、起債界ヲ振興スルコトガ最モ肝要ナコトハ申ス迄モゴザイマセヌ、即チ生産力擴充ニ要スル設備資金ハ長期資金デアルコトヲ必要トシ、長期資金ノ調達ハ社債ニ依リマスルコトガ常道デアリマス、而シテ我國起債界ニ於ケル有價證券引受業者ノ地位ハ、只今申上ゲタ通りデアリマシテ、金融政策ノ上カラ見マシテモ、又生産力擴充ニ要スル資金調達ノ上カラ考ヘマシテモ、極メテ重要ナモノガアルノデアリマス、併ナガラ是等有價證券引受業者ニ對シマシテ、今日マデ是ガ實體的監督ニ關スル法規ガ何モアリマセヌガ爲ニ、一方業者ト致シマシテモ、世間ニ於テ其營業ノ内容トカ、其成績ナドニ對シマシテ理解ガナク、隨テ其社會的信用モ低ク、營業上不便ノ點ガアリ、又他方一般金融機關監督ノ立場ニアリマスル大藏省ト致シマシテモ、法制上監督ノ途ガナイ爲ニ、起債市場調整ナドニ不便ノ點ガ多クカッタデアリマス、ソコデ今回有價證券引受業法ヲ制定致シマシテ、銀行、信託會社ナドト同シヤウニ、業務全般ニ互ル實體的ノ監督ヲ爲シ、其業務ノ堅實ナル發達ヲ圖

リ、以テ起債界ノ振興ニ資セント致シタ次第デアリマス、尙ホ此外ノ附加ヘタ理由ト致シマシテハ、商法施行法トノ關係ガアルノデゴザイマス、今回兩院ノ御協賛ヲ得マシタ商法施行法ノ第五十六條ニ於キマシテハ、社債募集ノ委託ヲ受ケルコトノ出來マスルモノハ、銀行カ若クハ信託會社デナケレバナナイト云フ規定ニ相成ッテ居ルノデアリマス、思フニ銀行及ビ信託會社ハ、常ニ政府カラ實體的ノ監督ヲ受ケテ居リマセヌガ爲ニ、其内容モ明ニナッテ居リ、又其信用モアル所カラ致シマシテ、斯ウ云フ制限ガ設ケラレタノデアルト考ヘテ居リマス、有價證券引受業者ニ付キマシテハ、今日マデ、先程モ申上ゲマシタ通り實體的監督法規ガアリマセヌガ爲ニ、政府ニ於テ何等監督ヲ致シテ居リマセヌ、隨テ其事業ノ成績及ビ信用ノ角度ニ付キマシテ、果シテドウ云フ風ニナッテ居ルカ分リマセヌガ爲ニ、社債募集ノ委託ヲ受ケルヤウナ資金トカ、信用等ヲ必要トスル仕事ハヤラセラレナイト云フコトニナツタ結果デアラウト思フノデアリマス、併ナガラ有價證券引受業者ハ、從

來社債募集ノ委託ヲ受ケテ居リマシテ、即チ社債ノ引受及ビ募集ノ取扱ヲ致シテ居ツクノデアリマスルガ、新商法ガ今回議會ノ協贊ヲ經マシテ、其施行期日デアル明年四月一日カラ此仕事ガ出來ナクナルト云フコトニナリマシテハ、有價證券引受業者ニ取リマシテ洵ニ氣ノ毒ノ感ガ致スノデアリマス、ソコデ政府ニ於キマシテ是等有價證券引受業者ニ對シ、銀行、信託會社ナドト同様之ヲ免許營業トシ、實體的監督ヲスルコトニ致シマスレバ、敢テ從來ノ仕事ヲ奪フ必要モアリマセヌノデ、第五條ノ規定ヲ置キマシテ、商法施行法ニ對スル例外規定ヲ設ケタノデゴザイマス、即チ有價證券引受業者ハ此法律ニ依リマシテ、從來通り社債募集ノ委託ヲ受ケ得ルト云フコトニ致シタ次第デアリマス、是モ今回此法律制定ノ附加ヘテ申上ゲル一ツノ理由デアリマス

○松尾委員 サウ致シマスト、一面業者ヲ監督統制スル必要モアルノデスガ、商法ニ於テ、今回ノ商法改正ノ結果トシテ、有價證券ノ引受業ト云フモノハ特ニ商法上認めラレテ居ラス、社債ノ引受ハ銀行信託ニ限ル、ソコデソコニモ特典ヲ與ヘル爲ニ此特別ノ法律ヲ拵ヘル、斯ウ云フ趣旨デゴザイマスカ

○入間野政府委員 前段ノ點ハ、社債界ニ於ケル有價證券引受業者ノ地位ノ重要ナル點ニ鑑ミマシテ、業者ノ爲ニモ、又社債界ノ振興ヲ圖リマス上カラシマシテモ、實體的監督ヲ致シマスル方ガ宜カラウト考ヘマシタノデ、御説ノ通りデアリマス、後段ノ點ハ、商法施行法ニ於キマシテ、ソレガ施行セラレマスルト、從來營ンデ居リマシタ仕事ヲ有價證券引受業者ガ營メナクナリマス、ソコデ政府デデモ監督シマスレバ差支ナイト云フヤウナ譯合デアリマスノデ、特ニ此法律デ其點ヲ明ニシテ、商法施行法ノ實際ニ施行セラレル前カラ、實體的監督ヲ政府ガシテ行カウ、斯ウ考ヘテ居ル次第デゴザイマス

○松尾委員 能ク分リマシタ、ソコデ此條文ニ付テ少シ御尋致シタイノデスガ、其前ニ、本案ハ貴族院ヲ通過シテコチラニ送付サレテ居リマスガ、貴族院デハ之ニ對シテ何カ資料ヲ御提出ニナツタヤウナコトガアリマスレバ、コチラニモ御提出ヲシテ載キタイ、ト言フノハ、現ニ第一條ニ勅令ヲ以テ定ムト云フ文字ガアリマスガ、其勅令ノ如キモノガ出來テ居ルナラバ、茲ニ御提出ヲ願ヒタイト思ヒマス

○入間野政府委員 貴族院ニ於キマシテハ

別ニ資料ノ御要求モアリマセヌノデ、資料ハ差出シテ居リマセヌ、此勅令ノ點ニ付キマシテハ、口頭ヲ以テ御説明申上ゲタ次第デゴザイマス、尙ホ「有價證券ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト規定致シテ居リマス、然ラバ如何ナル種類ノ有價證券ヲ含ムノデアルカト云フコトガ問題ニ相成ルカト思ヒマスガ、私共ノ考ヘテ居リマスルノハ、公債、社債、產業債券、商工債券及ビ過般兩院ノ御協贊ヲ經マシタ庶民債券、恩給債券、庫ノ發行致シマスル庶民債券、恩給債券、其他滿洲國ノ國債ト申シマセウカ、外國ノ公債、社債、其他之ニ類スルモノヲ考慮致シテ居リマス、有價證券ノ中ニ於キマシテモ、株式ニ付キマシテハ之ヲ除外スル見込デ居リマス

○松尾委員 私ハ特ニ株式會社ニセナケレバナラヌト云フ理由ガ少シ納得出來ヌノデゴザイマスガ、二百万圓以上ノ株式會社ニアラザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズトアリマス、株式會社ニスルコトハ勿論計算ガ明瞭デアリマシテ、總テノ帳簿等ニ付テハ商法ノ規定セラル、所ニ依ルノデアリマスカラ、ハッキリスルヤウナ關係モアルダラウト思ヒマスガ、信用ノ點カラ見マシテ、必シモ株式會社ニシタカラ其營業者ハ信用ガ出來

ルト云フコトハ考ヘラレナイノデス、ト言ヒマスノハ、二百万圓ノ會社デスト四分ノ一拂込トシテ五十万圓デスガ、大抵此位ノモノナラバ個人ノモノト變ラヌ、個人ガ五十万圓ヲ色々ノ人ノ名ニシテ、株式ヲ拵ヘテ、營業ノ會社ダケヲ拵ヘルト云フヤウナコトニナルノデハナイカト思フノデス、特ニ斯ウ云フコトニサレマスト——又今現ニ引受業ヲヤツテ居ル人等ハ、他ノ仕事ト一緒ニシタ資本金デヤツテ居ルト思フ、又有價證券ノ引受業者ハ、他ノ有價證券ノ賣買ノ仕事ヲヤツテ居ツテ、其一部ニ引受業ヲヤツテ居ル、斯ウ云フノデアリマス、特別ニ是ダケ二百万圓ノ金ヲ離サナケレバナラヌ、斯ウ云フ不便ガアルヤウニ思ヒマス、ソレハドウ云フ風ニ御考ニナリマスカ

○入間野政府委員 有價證券ノ引受ヲ致シマスルモノヲ株式會社ニ限リマシタコトハ、御説ノ通デアリマシテ、御承知ノヤウニ株式會社ハ永續的企業ヲ經營スルニ適シテ居リマスルバカリデナク、其内部經理ニ關シマシテモ、株主總會、監査役ト云フヤウナモノガアリマシテ、法制上、實際上極メテ整頓シテ居リマシテ、公共的金融機關タルニ最モ適スル形態デアルカラデアリマス、然ラバ二百万圓ト云フ風ニ限定シタノハド

ウ云フ譯デアアルカト申シマス、先程申上
ゲマシタヤウニ、有價證券引受業者ノ起債
界ニ於ケル地位ト云フモノハ、相當重要ナ
モノガアルノデアリマス、而モ其仕事ノ關
係上、一時ニ相當多クノ引受ヲ致シマスル
必要ノアルコトモアリマスノデ、其資本
金モ多イ方宜イト存ジマシテ、東京、大
阪ニ本店又ハ支店ヲ持ッテ居ル銀行ノ標準
資本金額ノ二百万圓ト同額ニ致シタノデア
リマス、尙ホ有價證券引受業ヲ營ンデ居リ
マス銀行ノ數ガ只今四十四、信託會社ガ十
三、其他東洋殖産會社合計五十八アリマス
ガ、其内資本金ガ二百万圓ニ滿チマセヌモ
ノガ、銀行ニ於キマシテ唯一行アルダケデ
アリマス、是等ノ點カラ見マシテ、資本金
ヲ二百万圓ト致シマスルコトガ丁度良イ所
デハナカラウカト考ヘテ致シタノデアリマ
ス、然ラバ現在有價證券引受業ヲ營ンデ居
リマスル會社ガ、他ノ仕事ヲシテ居ルニ拘
ラズ、二百万圓デ宜イノカドウカト云フ御
尋ト拜承致シマス、其點ニ付キマシテハ、
有價證券引受業ノ免許ヲ致シマスルト同時
ニ、有價證券引受業ニ附隨スル業務、有價
證券ノ賣買及ビ媒介ニ關スル業務ハ、政府
ノ認可ヲ受ケナイデモ出來ルコトニ相成ッ
テ居リマス、其他只今營ンデ居リマスル業

務ノ中ニ付キマシテ、他業兼營ハ、其兼營
ヲ認メ得ルモノモ相當アルドラウト考ヘマ
ス、デアリマスカラ、有價證券引受業ヲ本
體トシテ他ノ仕事ヲ營ミマシテモ、只今申
上ゲタ二百万圓ナラ二百万圓ノ資本ガアレ
バ、ソレデ足ルコトト致シタイト考ヘテ居
リマス

○松尾委員 サウシマス、本案ハ大體現
ニ有價證券引受業ヲヤッテ居ル其業者ヲ活
カシテ、今度ノ新商法ノ爲ニソレ等ノ業務
ガ奪ハレナイヤウニ、ソレ等ノ業者ヲ活カ
シテヤルト云フコトヲ立前ニシテ居リマス
カ、大體決マレバアトハ能ク分リマスカラ、
其點ヲ一ツ伺ヒタイト思ヒマス

○入間野政府委員 此法律制定ノ理由ハ、
起債界ニ於ケル有價證券引受業者ノ地位ノ
重大ナルニ鑑ミマシテ、之ニ對シテ實體的
ノ監督ヲ爲シ、一面ニ於キマシテハソレ等
業者ノ營業ヲ監督致シマスル共ニ、他面
ニ於キマシテハ、起債界ノ健全ナル發達ヲ
圖リタイト云フコトガ主タル目的デアリマ
ス、ソレニ附隨ノ目的ト致シマシテ、只今
御示ノヤウニ、商法施行法ガ實施セラレマス
ト、從來ヤッテ居リマスル有價證券引受ノ仕
事ヲ、有價證券引受業者ガ出來ナクナリマ
スカラ、之ヲ救済シテヤルト云フコトハ、

寧口從タル目的ト御諒承願ヒタイト思ヒマ
ス

○松尾委員 ソレカラ此第五條ノ意味ガ私
ニハ少シ分リ悪いノデスガ「證券引受會社ハ
他ノ法律ノ制限ニ拘ラズ社債募集ノ委託ヲ
受ケ又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ナ
キニ至リタル場合ノ事務承繼者ト爲ルコト
ヲ得」斯ウ云フ他ノ法律ノ制限ニ拘ラズト
云フコトハ、新シイ商法制定ノ意味ノコト
デスカ

○入間野政府委員 第五條ノ規定ハ、商法
施行法ノ第五十六條ノ規定ニ拘ラズト書キ
マス方寧口分リ易イカト思ヒマス、法律
ハ或ハ時ニ改正サレルヤウナコトモアリマ
スノデ、其條文ヲ引用シマスルコトハ如
何カト存ジマシテ、證券引受會社ハ他ノ法
律ノ制限ニ拘ラズト云フ文字ヲ使ツタ次第
デアリマス

○松尾委員 モウ一點御尋ヲ致シタイト思
ヒマスノハ、此法案ノ第十三條デゴザイマ
スガ、官吏ハ何時ニテモ證券引受會社ノ業
務及ビ財産ノ狀況ヲ検査スルコトガ出來ル
コトニナッテ居リマス、最近ノ立法ニ於テハ
此點ハ處々ニ見受ケラレルノデアリマスケ
レドモ、是ハ餘程注意ヲシテ、官吏ニ對シ
テ上司ガ嚴重ナル監督ヲシテ、此検査ヲセ

シムルヤウニシテ貫ハナケレバ、民間ノ事
業ト云フモノハ、ヤハリソレノ相當ナ機
密ガアルノデゴザイマス、機密ト云ッテモ惡
イコトヲスルヤウナ秘密デモ何デモアリマ
セヌガ、ヤハリ商賣ノコトデアリマスカラ、
色々ノ駆引モアルノデアリマス、ソレヲ何時ト
ナク帳簿ヲ調べラレルト云フコトデハ、或ル
意味ニ於テ國民ハ非常ニ迷惑ヲ致スノデゴザ
イマス、又甚シキハ検査官吏ガ何カ他ノ意
思ヲ加ヘテ、斯ウ云フコトヲヤルヤウナ場
合ニハ、非常ニ弊害ガ起ルト考ヘルノデア
リマス、銀行検査官ノヤウニ、十分ナル責
任ノアル官吏ニ於テナサル御考ガアリマス
カ、ドウ云フ官吏ヲ御命ジニナリマスカ、
伺ッテ置キタイト思ヒマス

○入間野政府委員 第十三條ノ規定ハ、銀
行法第二十一條ノ規定ト同様ナノデアリマ
シテ、金融機關ノ實體監督ニ關スル法規ト
致シマシテハ必要ナ條文デアリマス、而シ
テ是ガ實行ニ當リマシテハ、御示シノ如ク
餘程注意スル必要ガアラウト考ヘテ居リマ
ス、只今大藏省ニ於キマシテハ、幸ニ銀行
検査官ガ居リマスノデ、是等ノ人々ニ依ッテ
検査ヲヤッテ行キタイ、銀行、信託會社、無
盡會社、市街地信用組合ト同ジヤウニ、銀
行検査官ヲ以テ検査ヲセシメタイ、斯ウ考

シムルヤウニシテ貫ハナケレバ、民間ノ事
業ト云フモノハ、ヤハリソレノ相當ナ機
密ガアルノデゴザイマス、機密ト云ッテモ惡
イコトヲスルヤウナ秘密デモ何デモアリマ
セヌガ、ヤハリ商賣ノコトデアリマスカラ、
色々ノ駆引モアルノデアリマス、ソレヲ何時ト
ナク帳簿ヲ調べラレルト云フコトデハ、或ル
意味ニ於テ國民ハ非常ニ迷惑ヲ致スノデゴザ
イマス、又甚シキハ検査官吏ガ何カ他ノ意
思ヲ加ヘテ、斯ウ云フコトヲヤルヤウナ場
合ニハ、非常ニ弊害ガ起ルト考ヘルノデア
リマス、銀行検査官ノヤウニ、十分ナル責
任ノアル官吏ニ於テナサル御考ガアリマス
カ、ドウ云フ官吏ヲ御命ジニナリマスカ、
伺ッテ置キタイト思ヒマス

○入間野政府委員 第十三條ノ規定ハ、銀
行法第二十一條ノ規定ト同様ナノデアリマ
シテ、金融機關ノ實體監督ニ關スル法規ト
致シマシテハ必要ナ條文デアリマス、而シ
テ是ガ實行ニ當リマシテハ、御示シノ如ク
餘程注意スル必要ガアラウト考ヘテ居リマ
ス、只今大藏省ニ於キマシテハ、幸ニ銀行
検査官ガ居リマスノデ、是等ノ人々ニ依ッテ
検査ヲヤッテ行キタイ、銀行、信託會社、無
盡會社、市街地信用組合ト同ジヤウニ、銀
行検査官ヲ以テ検査ヲセシメタイ、斯ウ考

シムルヤウニシテ貫ハナケレバ、民間ノ事
業ト云フモノハ、ヤハリソレノ相當ナ機
密ガアルノデゴザイマス、機密ト云ッテモ惡
イコトヲスルヤウナ秘密デモ何デモアリマ
セヌガ、ヤハリ商賣ノコトデアリマスカラ、
色々ノ駆引モアルノデアリマス、ソレヲ何時ト
ナク帳簿ヲ調べラレルト云フコトデハ、或ル
意味ニ於テ國民ハ非常ニ迷惑ヲ致スノデゴザ
イマス、又甚シキハ検査官吏ガ何カ他ノ意
思ヲ加ヘテ、斯ウ云フコトヲヤルヤウナ場
合ニハ、非常ニ弊害ガ起ルト考ヘルノデア
リマス、銀行検査官ノヤウニ、十分ナル責
任ノアル官吏ニ於テナサル御考ガアリマス
カ、ドウ云フ官吏ヲ御命ジニナリマスカ、
伺ッテ置キタイト思ヒマス

シムルヤウニシテ貫ハナケレバ、民間ノ事
業ト云フモノハ、ヤハリソレノ相當ナ機
密ガアルノデゴザイマス、機密ト云ッテモ惡
イコトヲスルヤウナ秘密デモ何デモアリマ
セヌガ、ヤハリ商賣ノコトデアリマスカラ、
色々ノ駆引モアルノデアリマス、ソレヲ何時ト
ナク帳簿ヲ調べラレルト云フコトデハ、或ル
意味ニ於テ國民ハ非常ニ迷惑ヲ致スノデゴザ
イマス、又甚シキハ検査官吏ガ何カ他ノ意
思ヲ加ヘテ、斯ウ云フコトヲヤルヤウナ場
合ニハ、非常ニ弊害ガ起ルト考ヘルノデア
リマス、銀行検査官ノヤウニ、十分ナル責
任ノアル官吏ニ於テナサル御考ガアリマス
カ、ドウ云フ官吏ヲ御命ジニナリマスカ、
伺ッテ置キタイト思ヒマス

ヘテ居リマス

○松尾委員 其次ニ第十五條ニ於キマシテ、若シ證券引受會社ガ法令ニ違反シ、又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタル時、其取締役、監査役ノ改任ヲ命ズル、斯ウ云フコトニナツ

テ居ルノデスガ、是ハ斯ウ云フ會社ノ取締役ヲ變ヘテモ、實體ニ於テ必シモ茲ニ改マツタ業務ガ行ハレルト云フコトニハナラヌト

思フノデス、ソレハ斯ウ云フ二百万圓程度ノ會社ノ實際ノ資本ヲ出シテ居ル中心ト云フモノハ、殊ニ有價證券引受業者ノヤウナ

モノハ、一人ノ資本金ヲ株主ヲ拵ヘテ、サウシテ株式會社ニ形式的ニ拵ヘタト云フノガ相當アルノデゴザイマス、サウスト、其中

ノ取締役、監査役ヲ取替ヘテモ、又ヤハリ同ジ系統ノモノガ出テ來ル、デスカラ、若シ商法ニ違反スルナラバ、ヤハリソレハ相

當ナル商法ノ違反ニ對スル責任ガアツテ、其處罰ヲ受ケナケレバナラス、或ハ虚偽ノ文書ガアレバ、是ハ刑法上ノ罪ガアル、デスカ

ラドウモ此十五條ノヤウナモノハ、私ハ必要ガナイ條文デハナイカト考ヘル、公益ヲ害スベキ行爲ト云フモノガアレバ、是ハ勿

論御命令ニナツテ、御命令ニ反スル場合ハ、又別ナ罰則ガアルノデアリマスガ、取締役、監査役ヲ改任スルト云フコトガ此第十五條

ノ趣旨デアリマスカラ、特ニ斯ウ云フ必要ハ私ハ此法案ニ限ツテ、餘リナイノデハナイカト考ヘルノデアリマス

○入間野政府委員 第十五條ノ規定ハ、是モヤハリ金融機關ノ實體監督ニ關スル法規ニ常ニアル用例デアリマシテ、銀行法第二

十三條、信託業法第十九條、無盡業法第二十五條等ト同ジ規定デアリマス、取締役及ビ

監査役ノ改任ヲ命ジテモ、又同ジヤウナ種類ノ人ガ出テ來レバ、決シテ其目的ヲ達シ

ナイノデハナイカト云フ御議論ハ御尤ダラウト思ヒマス、斯ノ如キ場合ニハ、主務大

臣ガ其目的ヲ達シ得ルヤウニ努メナケレバナラヌコトデアリマスルシ、取締役、監査

役ノ改任ヲ命ジタダケデ、其目的ガ達セラレナクッタラバ、或ハ業務ノ停止ナリ、或

ハ營業免許ノ取消ナリヤルヨリ外致シ方ナイト思ヒマス、併シ此條文ハ銀行法、信託業法、無盡業法等ニモアリマスケレドモ、

餘リ用ヒラレルコトノナイ條文デアアルコトヲ御諒承願ヒタイト思ヒマス
○松尾委員 是ハ餘リ實際ニ用ヒルコトガナイノダラウト存ジマスケレドモ、特ニ有價證券引受業者ノ如キハ、他ノ銀行、信託會社、無盡會社等トハ趣方違フノデアリマス、單ナル金融機關デアリマセヌシ、又實

體ノ資本ノ出テ居ルノハ、一ツノ所カラ出テ居テ、株主ヲ拵ヘ形式ノ會社ニシテアルノデスカラ、是ハ餘程意味ガ違フト思ヒマスノデ、特ニ其點ヲ申上ゲテ見タノデアリマス

次ニ第二十條ニ「銀行、信託會社又ハ特別ノ法律ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ」トアリマスガ、此「特別ノ法律ニ依リ設立セラレタル法人」ト云フノハ、ドウ云フモノヲ指スノデアリマスカ

○入間野政府委員 第二十條ノ「特別ノ法律ニ依リ設立セラレタル法人」ト申シマスルノハ、只今ノ所東洋拓殖株式會社ヲ考ヘテ居リマス

○松尾委員 私ハ是デ質問ヲ打切リマス
○寺島委員長 外ニ發言ノ通告モアリマセヌ、是デ質疑ヲ打切ルコトニ致シマス、直チニ討論ニ入りタイト思ヒマス

○松尾委員 私ハ此有價證券引受業法案ハ、商法改正ニ伴フ結果トシテ、此業者ヲ保護スル點カラモ、非常ニ必要ナコトデモアリ、

又今後公債、社債等ノ起債市場ヲ監督スル上カラ、又起債界ノ健全ナル發達ニ資セントスル趣旨カラ、必要適切ナル法案ト存ジマスノデ、此法案ニ賛成ヲ致シマス

○世耕委員 私モ松尾君同様、起債市場ニ

於ケル地位ノ重要性、竝ニ新ニ監督ノ制度ヲ設ケテ業務ノ公正ヲ圖ツテ、起債界ノ健全ナル發達ヲセシムル意味ニ於テ、本法案ガ提出サレタト云フ趣旨デアリマスルシ、内容モ同様ノ理由ニ依ツテ検討シテ見マシタガ、合理的ナモノト思ヒマスカラ、此意味ニ於テ賛成ノ意ヲ表シタイト思フノデアリマス

○北委員 私ハ第一議員俱樂部ヲ代表致シマシテ、本案ニ賛成致シマス
○寺島委員長 是デ討論ハ終了致シマシタ、採決致シマス、本案ヲ可決スルニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○寺島委員長 御異議ナシト認メマス、本日ハ是ニテ散會致シマス、次會ハ公報ヲ以テ御通知致シマス

午後二時散會

衆議院臨時通貨法案外一件
委員會議錄第六回中正誤

頁	段	行	誤	正
二	一	二	債權者	社債權者
同	四	六	國際	社債
三	三	一五	於キマシテモ	於キマシテハ
五	四	一七	將來ヲ	將來ノ
七	四	二三	工場財産	工場財團
八	一	六	取引所ノ、	取引所ノ如キ